

アイオートラストサービス利用規約

アイオートラストサービス利用規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社アイ・オー・データ機器（以下「当社」といいます）が提供するアイオートラストサービスの利用条件、および当社とお客様との間の権利義務関係が定められています。アイオートラストサービスの利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

第1章 総則事項

第1条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、それぞれ以下に定める意味を有します。

- （1）「本サービス」とは、当社が提供するアイオートラストサービスという名称のサービス（サービス名称や内容が変更された場合は、変更後のサービスを含みます）を意味します。
- （2）「トラストタイムスタンプ」とは、時刻認証業務の認定を受けた認定事業者から再販売の許諾を得て当社がお客様に販売するタイムスタンプサービスを意味します。詳細は別紙1に定めます。
- （3）「本ソフトウェア」とは、トラストタイムスタンプを利用するために次号に定める対象商品に組み込まれる当社所定のソフトウェアを意味します。
- （4）「対象商品」とは、お客様が本ソフトウェアを組み込み、お客様の商標を付してお客様が販売する商品（サービスを含みます）を意味します。
- （5）「エンドユーザー」とは対象商品を購入し、トラストタイムスタンプに係るタイムスタンプ機能を利用する最終利用者を意味します。
- （6）「二次販売店」とは、対象商品をエンドユーザーに対して販売する販売店（数次にわたる場合を含みます）を意味します。
- （7）「LTV-Sign App for ITSソフトウェア」とは、指定ファイルに対してタイムスタンプの付与または長期署名が行われるアプリケーションソフトウェア（ソフトウェア名称や内容が変更された場合は、変更後のソフトウェアを含みます）を意味します。
- （8）「PAdESライブラリ」とは、PDF形式のファイルを対象としてタイムスタンプを付与するためのライブラリソフトウェアを意味します。
- （9）「利用契約」とは、本規約を契約条件として、当社とお客様との間で成立する本サービスの利用契約を意味します。

第2条（適用）

1. 本規約は、別段の定めのない限り、本サービスの利用に関わる当社とお客様の一切の関係に適用されます。
2. 当社が当社ウェブサイト上に掲載する本サービスの利用に関するルールは、本規約の一部を構成します。
3. 本規約の内容と本規約外における本サービスの説明が異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されます。

第3条（利用契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望する法人または個人事業主は、本規約に同意のうえで、当社所定の契約を締結することとします。その後、お客様からの利用申込みに対して当社が承諾した時点において、当社とお客様との間で、本規約に従った利用契約が成立します。
2. 当社は、お客様が、以下の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を拒否、抹消または利用停止をすることがあり、またその理由について一切開示義務を負いません。
 - （1）反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、もしくはこれらに準ずる者を意味し、以下同じものとします。）である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っているとして当社が判断した場合
 - （2）お客様が過去に当社との契約に違反した者またはその関係者であると当社が判断した場合
 - （3）その他、当社がお客様による本サービスの利用を適当でないと判断した場合

第4条（無償トライアル）

1. トラストタイムスタンプを初めて利用されるお客様は、専用の申込みフォームから申込みをした日の属する月の翌月末日まで（以下「無償トライアル期間」といいます）、トラストタイムスタンプを無償で利用することができます。

2. 無償トライアル期間中は、トラストタイムスタンプを利用するシステムのテスト、および検証の目的でのみ、トラストタイムスタンプを利用することができます。
3. 無償トライアル期間中は、第5章の定めは適用されず、お客様が本サービスを導入するために当社が可能と判断した範囲で支援を行うこととなります。
4. 無償トライアル期間中は、本サービスは現状有姿の条件で提供されるものとし、当社はお客様に対して一切の責任を負いません。
5. 無償トライアルをご利用になる場合、本条第1項の申込みをした時点で利用契約が成立し、無償トライアル期間の満了をもって利用契約が終了します。本サービスの利用導入をされる場合は、前条第1項に定めに従って改めて利用申込みが必要となります。

第5条（個人情報の取扱い）

1. 当社によるお客様の個人情報の取扱いについては、当社プライバシーポリシー（<https://www.iodata.jp/privacy.htm>（<https://www.iodata.jp/privacy.htm>））の定めによるものとし、お客様はこのプライバシーポリシーに従って当社がお客様の個人情報を取扱うことに同意します。
2. 当社は、本サービスに関して保守、運用上または技術上必要であると判断した場合、お客様が本サービスにおいて利用し、または伝送するデータ等について、監視、分析、調査等の必要な行為（以下「必要行為」といいます）を行うことができます。ただし、当社および当社が必要行為を委託する会社は、データ等に含まれる情報について、必要行為を行う目的以外の目的で利用せず、また第三者に開示しないものとします。

第6条（対価・支払条件）

本サービスの対価や支払条件は別途協議のうえ決定します。

第2章 トラストタイムスタンプ

第7条（トラストタイムスタンプに係る許諾）

1. 当社はお客様に対し、お客様が対象商品でトラストタイムスタンプを利用できるようにするため、本ソフトウェアに関して、譲渡不能、再許諾不可の非独占的な権利を以下の各号のとおり許諾します。
 - (1) お客様が、対象商品に本ソフトウェアを組み込むこと
 - (2) お客様がエンドユーザーに対して、直接または二次販売店を経由して、本ソフトウェアを組み込んだ対象商品を販売すること
 - (3) 前各号に必要な範囲で本ソフトウェアを複製すること
2. お客様はエンドユーザーに対してトラストタイムスタンプを販売するにあたり、本規約、および別紙に定める利用約款、運用規程（以下、総称して「契約約款」といいます）に準じた契約をエンドユーザーと締結するものとします。当社はお客様に対して、契約約款を超える責任を負いません。
3. 当社はお客様に対して、お客様がトラストタイムスタンプを販売するために必要となる、当社とお客様との間で合意した数量のアカウントおよびパスワードを提供します。
4. 当社はお客様に対し、トラストタイムスタンプの販売状況に関する調査協力を求めることができ、お客様は合理的な範囲で協力するものとします。

第8条（当社の義務）

当社はお客様に対して、以下の各号に定める義務を負います。

- (1) トラストタイムスタンプについて契約約款に定める仕様との不一致や不具合（以下「契約不適合」といいます）を発見した場合、当該契約不適合を無償で修補するように努めること
- (2) 本ソフトウェアのアップデートをした場合、アップデート版の本ソフトウェアおよびアップデートに必要な情報をお客様に提供すること
- (3) トラストタイムスタンプに関するお客様からの問い合わせに対して、第5章の定めに基づきサポート保守を行うこと
- (4) お客様によるトラストタイムスタンプの販売活動に必要な情報を提供すること
- (5) 前号の他、トラストタイムスタンプの販売に必要と当社が判断した範囲で協力を行うこと

第9条（お客様の義務）

お客様は当社に対して、以下の各号に定める義務を負います。

- (1) お客様の責任と費用負担で、対象商品をエンドユーザーに提供し、対象商品に関するエンドユーザーからの問合せ対応等を行うこと
- (2) トラストタイムスタンプを利用するために必要となるアカウントおよびパスワードを、直接または二次販売店を経由して、エンドユーザーに提供すること
- (3) エンドユーザーが対象商品を導入するにあたり必要な対応（導入日程の調整その他対象商品導入のために必要な対応等）を、直接または二次販売店を経由して、お客様に対して行うこと

(4) トラストタイムスタンプが不正に利用されていることが発覚した場合、または合理的に疑われる場合、当社に通知し、当該不正利用に関する調査に協力すること

(5) 当社が本ソフトウェアのアップデート版を提供した場合、お客様の責任でエンドユーザーに対する提供を行うこと

第10条（トラストタイムスタンプの提供）

1. 当社はお客様に対して、別紙1の条件に基づき、トラストタイムスタンプを提供します。

2. 当社は、以下のいずれかの事由に該当する場合、予告なく本サービスを一時停止することができるものとします

(1) 地震、火災、停電、天災地変等の不可抗力による場合

(2) トラストタイムスタンプのシステムに関する保守・運用上の点検整備やセキュリティ管理上一時停止がやむを得ない場合

※定期的な点検整備による場合は、当社はおお客様に対して事前に通知し、または当社ウェブサイトに掲載することにより案内を行います

(3) 対象商品やトラストタイムスタンプのシステムに関する重大な障害が発生し、トラストタイムスタンプの提供を継続することが困難な場合

(4) 秘密鍵情報の漏洩、偽造、変造等、トラストタイムスタンプのシステムに重大な障害を与える可能性がある事由が発生した場合

(5) お客様が当社に対する債務を履行しない場合

(6) その他、当社がトラストタイムスタンプの停止を必要と認めた場合

第3章 LTV-Sign App for ITSソフトウェア

第11条（LTV-Sign App for ITSソフトウェアの利用許諾）

1. お客様が当社から購入した本サービスのオプションとしてLTV-Sign App for ITSソフトウェアが含まれる場合、当社はおお客様に対して、LTV-Sign App for ITSソフトウェアの利用を許諾します。

2. LTV-Sign App for ITSソフトウェアの利用条件は、LTV-Signソフトウェアに関する利用規約に定めるとおりとします。

3. お客様は、二次販売店およびエンドユーザーに対して、前項の規約に定める責任範囲を超える合意を行わないものとし、二次販売店またはエンドユーザーから当該規約を超える責任を求められた場合、お客様が自己の責任および費用負担で対応を行うものとします。

第4章 PAdESライブラリ

第12条（PAdESライブラリの利用許諾）

1. お客様が当社から購入した本サービスの内容としてPAdESライブラリが含まれる場合、当社はおお客様に対して、以下のPAdESライブラリの利用を許諾します。

① PDF長期署名ライブラリ LE:PAdES:Lib （Windows版）

② PDF長期署名ライブラリ LE:PAdES:Lib （Linux 版）

2. お客様は、第1項の①を対象商品に組み込み利用する場合、以下の各号に定める範囲でPAdESライブラリを利用することができます。

(1) 対象商品にPAdESライブラリを組み込み、対象商品とともにエンドユーザーに販売すること

(2) エンドユーザーに対して、PAdESライブラリの機能を使用させること

3. お客様は、第1項の②をクラウドサービスに組み込み使用する場合、以下の各号に定める範囲でPAdESライブラリを利用することができます。

(1) 対象商品のためにお客様が運用するサーバシステムにPAdESライブラリを組み込み、エンドユーザーに対して、PAdESライブラリの機能をオンラインで使用させること

(2) 当社が運用するサーバシステム（当該サーバシステムにPAdESライブラリが組み込まれる）を使用して、エンドユーザーに対して、PAdESライブラリの機能をオンラインで使用させること

第5章 サポート保守

第13条（サポート保守）

当社は、本規約に基づき、お客様に対してサポート保守を提供します。

サポート保守の内容は別紙2に定める通りとします。

第6章 一般条項

第14条（知的財産権の帰属）

本サービスに関する知的財産権は全て当社又は当社にライセンスを許諾している者に帰属します。

第15条（譲渡禁止）

本サービスの利用契約上の地位または本規約に基づく権利・義務は、お客様によって第三者に対し譲渡、移転、その他の処分をすることはできず、かかる場合、当社は本サービス利用契約を直ちに終了させることができるものとします。

第16条（再委託）

当社は、本サービスの提供に関して必要となる業務（お客様の情報の管理・使用も含みます）の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。

第17条（限定保証）

当社は、本サービスの取引過程、使用過程、履行過程、又は取引若しくは取引慣行から生じる、商品性、特定目的への適合性、権原、または知的財産権の非侵害に関する保証、および品質、適時性、正確性、信頼性、またはコンテンツに関する保証を含みますがこれらに限定されることなく、明示又は黙示を問わず、お客様またはその他の者に対するいかなる表明、保証も行わず、ここに明確に否認するものとします。当社は、本サービス、トラストタイムスタンプ、本ソフトウェア、または本規約により提供されるその他の取引やサービスの使用、使用不能、引渡し、ライセンス、性能または不履行について、明示または黙示を問わず、いかなる保証も行わないものとします。

第18条（責任制限）

1. 本サービス、トラストタイムスタンプ、本ソフトウェア等に関連するいかなる請求に対しても、当社がお客様に対して負う損害賠償責任は、現実には発生した通常かつ直接の損害（逸失利益や特別の事情によって生じた損害を除く）に限り、かつ、その責任総額は、いかなる場合においても、損害発生の原因となる事由の発生時の直前6ヶ月以内に、お客様が当社に支払った料金の総額を超えないものとします。

2. 本条第1項の規定にかかわらず、以下のいずれかの場合においては、当社はお客様に対して損害賠償責任を負わないものとする。

（1）お客様が販売する対象商品、またはエンドユーザーの利用するシステムに起因して損害が発生した場合

（2）当社以外の他の事業者（通信事業者、電子認証事業者、時刻認証事業者等）に起因して損害が発生した場合

※本サービスはベストエフォート型の運用であり、システムの負荷状況、通信環境、保守作業、その他予期せぬ事象等により、利用者からのリクエストに対して即時または完全に応答できない場合があります。当社は、サービスの中断、遅延、データの消失、またはリクエストへの不応答等に起因するいかなる損害についても、責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。

（3）天災地変、伝染病、戦争・暴動、同盟罷業その他の争議行為、通信回線の不通・障害、法令の改廃制定、公権力による命令処分、その他不可抗力に起因して損害が発生した場合

（4）第10条（トラストタイムスタンプの提供）第2項に基づくトラストタイムスタンプの一時停止、または第20条（有効期間）に基づく本サービスの終了に起因して損害が発生した場合

（5）損害が発生した時点における一般的な時刻認証業務認定事業者の知見および技術水準に照らして解読困難とされている暗号その他のセキュリティ手段を用いていたにもかかわらず、当該暗号が解読され、またはセキュリティが破られた場合

（6）お客様が、当社から提供された本ソフトウェアのアップデート版を利用者に提供していなかった場合

第19条（規約違反による措置）

お客様が本規約または利用契約に違反した場合、当社は有効期間中であっても、利用契約（お客様による本サービスの利用を含みます）を終了させることができるものとします。

第20条（有効期間）

1. 本規約は、利用申込みの際に当社がお客様に提示する見積書に記載の利用開始日に発効し、以後1年間有効とします。ただし、有効期間満了の3ヶ月前までに当社またはお客様のいずれからも利用契約を終了する書面（電子メールを含みます）による意思表示がない場合は、本規約と同一条件をもってさらに1年間有効に継続されるものとし、以後も同様とします。

2. 当社は、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合、本サービスを終了することができるものとします。本サービスの終了にあたり、当社は、終了の3ヶ月前までに本サービスを終了する旨をお客様に通知します。ただし、緊急の場合は、事前の通知により終了することができるものとします。

（1）対象商品や本サービスのシステムに関する重大な障害が発生し、本サービスの提供を継続することが困難な場合

（2）秘密鍵情報の漏洩、偽造、変造等、本サービスのシステムに重大な障害を与える可能性がある事由が発生した場合

（3）時刻認証業務の認定を受けた認定事業者がタイムスタンプサービス（本規約に基づき提供されるタイムスタンプサ

ービス)を終了した場合

(4) その他、当社が本サービスを終了すべきと判断すべき事由が発生した場合 なお、本項に基づき本サービスが終了する場合、本サービスの終了と同時に利用契約も終了します。

3. 利用契約が終了した場合、お客様は、当社から提供を受けている本ソフトウェア、アカウント、パスワード等を、当社の指示に従って破棄するものとします。

4. 第5条（個人情報の取扱い）、第7条（トラストタイムスタンプに係る許諾）第2項、第11条（LTV-Sign App for ITS ソフトウェアの利用許諾）第3項、第14条（知的財産権の帰属）、第15条（譲渡禁止）、第17条（限定保証）、第18条（責任制限）、第20条（有効期間）第3項・第4項、第21条（本規約の変更）、第22条（分離可能性）、第23条（準拠法・管轄裁判所）の定めは、本覚書終了後も有効に存続する。

第21条（本規約の変更）

1. 当社は、当社の裁量により、本規約を変更することができるものとし、本規約の変更の効力発生後もお客様が本サービスの利用を継続した場合、本規約の変更（変更後の本規約全体）に同意したものとみなし、最新版の利用規約が適用されます。

2. 前項の変更をする場合、変更後の利用規約の内容および効力発生時期を、当社ウェブサイトへの掲示等の相当な方法で公表し、またはお客様に通知します。公表または通知をした時に定めた相当な期間が経過した日に本規約の変更の効力が発生します。

第22条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して効力を有します。

第23条（準拠法・管轄裁判所）

本規約は日本法を準拠法とし、本サービスに関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2025年3月6日制定

2025年8月20日改定

別紙1（トラストタイムスタンプ）

当社がお客様に提供するタイムスタンプサービスは以下に定める通りです。

なお、提供するタイムスタンプサービスについては、当社とお客様との間の利用契約における指定に従うこととします。

認定タイムスタンプ byGMO（タイムスタンプの有効期間：10年）

(1) 認定タイムスタンプ byGMO サービス利用約款

https://jp.globalsign.com/repository/common/ats/TermsOfUse_v1.0.pdf

(https://jp.globalsign.com/repository/common/ats/TermsOfUse_v1.0.pdf)

(2) 認定タイムスタンプ byGMO サービスポリシー及び運用規程

https://jp.globalsign.com/repository/common/ats/TPTPS_v1.1_20241216.pdf

(https://jp.globalsign.com/repository/common/ats/TPTPS_v1.1_20241216.pdf)

タイムスタンプサービス iScign（タイムスタンプの有効期間：10年）

<https://sciencepark.co.jp/iscign/> (<https://sciencepark.co.jp/iscign/>)

別紙2（サポート保守）

1. 当社が実施するサポート保守の内容

当社が実施するサポート保守の内容は以下の各号に定める範囲とします

(1) TSAサーバーを定期的にまたは臨時にメンテナンス（アップデートおよび不具合調査並びに不具合対応を含む）すること

なお、当該メンテナンスは当社が必要と判断した場合に行います

(2) TSAサーバーの問合せ対応

(3) LTV-Sign App for ITSソフトウェアの不具合調査、不具合修正

(4) LTV-Sign App for ITSソフトウェアの問合せ対応

(5) PAdESライブラリの問合せ対応

当社は、善良な管理者の注意義務に基づきサポート保守を実施しますが、サポート保守の実施は問題が解決することを保証するものではありません。

2. 問合せ対応の時間および手段

受付時間 9:00～17:00 月～金曜日

（祝日、年末年始および当社夏期休業日を除きます）

なお、問い合わせ対応の手段はメールのみとします。
